

第4章 環境目標の達成に向けた具体的な取組

- 「第3章 1 本計画策定の視点」を踏まえ、目指す将来像「環境行動都市 とよかわ ～一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して～」及び各環境目標の達成に向けて、前計画にも位置づけて取り組んできた環境政策の根幹となる個別施策について、引き続き、計画的かつ着実に推進していきます。
- なお、本計画の策定にあたり、地球温暖化対策に関する個別計画である「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法 第12条に基づく「豊川市気候変動適応計画」を策定・内包することとしており、「第5章 地球温暖化対策の推進」としてとりまとめています。本市における地球温暖化及び気候変動の影響への対策について、従来以上に環境政策の重要な目標・対策として位置づけ、総合的かつ計画的な推進を図ります。
- また、それぞれの取組と持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールの関係を明確にすることで、環境面からのアプローチによって社会面・経済面の課題解決を図るなど、環境政策によって持続可能な社会の実現を目指すとともに、市（庁内関係課等）、市民及び事業者の意識啓発を図ることとします。
- さらに、このSDGsの考え方を活かし、環境政策によって本市が抱える様々なまちづくりの課題を同時解決する具体的な取組として4つの重点施策を設定し、計画期間中に重点的に取り組むこととします。重点施策については、「第6章 重点施策」にとりまとめています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

環境目標 1 低炭素型の暮らしを実践するまち

<取組の方向性>

新たな温室効果ガス排出量の削減目標を設定します！

国の「地球温暖化対策計画」及び愛知県の「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を踏まえ、2013年度を基準年度、2030年度を目標年度とする新たな温室効果ガス排出量の削減目標を設定します（第5章に記載）。なお、本計画の計画期間を踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出量の目標から割り戻して、2029年度における目標値を設定します。

地球温暖化の緩和策と気候変動の影響への適応策の両輪による地球温暖化対策を推進します！

地球温暖化対策推進法に基づく「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と気候変動適応法に基づく「豊川市気候変動適応計画」を改定・策定、内包することとし、従来から取り組んでいる地球温暖化の緩和策に加え、気候変動の影響への適応策を明確に位置づけます。

省エネルギー型ライフスタイル、事業活動の普及を促進します！

豊川市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量削減のために省エネルギーの取組を率先して行います。また、市民一人ひとり、個々の事業者の地球温暖化対策への意識を高め、行動を促すために、環境に配慮した移動手段・方法も含め、省エネルギー型ライフスタイル、事業活動の普及を促進します。

<取組体系>

| | | |
|-------------------|---------------------------|---|
| 1 低炭素型の暮らしを実践するまち | ①省エネルギー型ライフスタイル、事業活動を実践する | (1)省エネルギー型ライフスタイル、事業活動の推進 (2)環境に配慮した移動手段・方法の推進 |
| | ②再生可能エネルギーの導入を推進する | (3)市民・事業者による再生可能エネルギー導入の促進 (4)公共施設における率先的な再生可能エネルギーの導入 |
| | ③低炭素型まちづくりを進める | (5)緑化等による都市環境の改善 (6)都市交通システムの改善 |
| | ④気候変動の影響への適応に取り組む | (7)気候変動の影響の把握 (8)気候変動の影響への適応策の推進 |

<環境指標>

| 環境指標 | 現状値（2017年度） | 目標値（2029年度） |
|-------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 市域からの温室効果ガス排出量 | 1,617,475t-CO ₂ （2016年度） | 1,302,384t-CO ₂ |
| 太陽光発電システム設置基数 | 6,500基 | 12,500基 |
| 「公共交通機関の利便性」市民満足度 | 39.3%（2019年度） | 50.0% |
| 公用車における低公害車の割合 | 75.0% | 100% |
| 気候変動の影響への適応策の認知度 | 45.8%（2018年度） | 60.0% |

<具体的な取組>

取組方針① 省エネルギー型ライフスタイル、事業活動を実践する

市民一人ひとり、個々の事業者が、普段のライフスタイルや事業活動を省エネルギー型に転換するとともに、高い意識を持って実践できるよう、普及啓発や支援などを行います。

公共交通機関の利用や、エコカーの選択、エコドライブの実践など、環境に配慮した移動手段・方法を推進します。



取組(1) 省エネルギー型ライフスタイル、事業活動の推進

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|------------------|---|
| 01 省エネルギー行動の普及促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○エコチャレンジ・カレンダーを配布し、省エネルギーや CO₂ 削減について関心を高める取組を実施します。 ○「豊川市こだわり農産物」をはじめ、地元生産物の地産地消を推進し、流通に伴うエネルギー消費を削減するよう啓発します。 ○「クールアース・デー」での夜8時以降のライトダウン及び「毎週水曜日」のライトダウン作戦を実施し、省エネルギーの啓発を実施します。 ○緑のカーテン事業を実施し、冷房の使用削減に取り組みます。 ○「クールビズ・ウォームビズ」に取り組みます。 ○公共工事の実施においては、環境配慮型工事を推進します。 ○公共施設においては、省エネルギー化を推進し、LED 照明など省エネタイプの機器を導入します。 ○「クールシェア・ウォームシェア」の取組を推進、啓発します。 ○家庭や事業所における省エネルギーの取組を啓発します。 ○市民に対し、ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) の導入を推進するため助成を行います。 ○事業者に対し、ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS) の導入について普及啓発を行います。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活において、環境に配慮した製品を優先して購入するなど、家庭での省エネルギーの取組を行います。 ○住宅を新築・増改築する際には、高气密・高断熱建築を心がけます。 ○「豊川市こだわり農産物」をはじめ、地元で生産された農産物や物品を優先して購入します。 ○緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。 ○クールビズ・ウォームビズに取り組みます。 ○「クールアース・デー」での夜8時以降のライトダウンに参加し、省エネルギーの取組に協力します。 ○ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) を導入し、エネルギー使用の最適化を図ります。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業活動において環境に配慮した高効率燃料への転換や省エネルギー機器の導入など事業所での省エネルギーの取組を行います。 ○工場やオフィスを新築・増改築する際には、ESCO 事業を導入するなど、よりエネルギー消 |

| | |
|--|---|
| | <p>費が少なくなるよう心がけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「豊川市こだわり農産物」をはじめ、地元で生産された農産物や物品を優先して販売し、輸送エネルギーを削減します。 ○緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。 ○クールビズ・ウォームビズに取り組みます。 ○「クールアース・デー」での夜8時以降のライトダウンに参加し、省エネルギーの取組に協力します。 ○ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS) を導入し、エネルギー使用の最適化を図ります。 |
|--|---|

[コラム 02]

省エネのポイント

地球温暖化が進む中、そして、エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っているわが国において、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面から、省エネルギーの取組を推進することは重要です。

家庭のエネルギー消費量をみると、その50%以上が電気です。家庭で省エネの取組を進めるには、電気の使い方を見直し、節電に取り組むことが効果的です。



減らす

消費電力を減らすことです。節電と省エネの両方の効果があります。

【例】

- ・電気製品の無駄な使用を控える。
- ・消費電力が小さくなるような使い方を
- する。
- ・省エネモードがある電気製品は、省エネモードで使用する。
- ・使用していない電気製品のプラグはコンセントから抜く。

■節電の3つの方法
資料：省エネポータルサイト（経済産業省）



ずらす

電気を使う時間帯をずらすことです。エネルギーを使う量は変わらないので、省エネにはなりません、節電になります。

【例】

- ・電気使用が多い時間帯を避け、夜間や早朝に変更する。
- ・電気製品の同時使用を避ける。



切替える

他の方法に切替えることです。やり方によっては省エネにもなります。

【例】

- ・省エネ型製品へ買替える。
- ・電気を使わないまたは消費電力の小さい機器に替える。



取組(2) 環境に配慮した移動手段・方法の推進



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|-------------------|--|
| 02 公共交通機関利用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○パーク＆ライド駐車場の需要を把握し、駐車場の整備を推進します。 ○バスの利便性の向上のためバスロケーションシステムの導入や主要なバス停には、上屋やベンチの整備を検討します。 ○市内路線バス・コミュニティバス利用者を増加させるため、イベントなど利用促進事業を実施します。 ○通勤・通学を始め日常生活や事業活動などでの移動の際の公共交通機関の利用を促進します。 |
| 03 エコカー、エコドライブの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○公用車は、低公害車やプラグインハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車の導入を図ります。 ○エコドライブを推進するための講習会や啓発活動を実施します。 ○市民や事業者に対して、エコカーの導入や自動車の相乗り推進、アイドリングストップについて協力するように啓発を行います。 ○プラグインハイブリッド自動車・電気自動車用充電設備や燃料電池自動車用水素ステーションの導入を促進します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関や自転車を積極的に利用し、自家用車の使用はできるだけ控えます。 ○自家用車などを適正に整備するとともに、買替え時には低公害車やプラグインハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車を選択します。 ○日常生活において自動車を運転する際に、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。 ○都心に行く際は、パーク＆ライドを実践します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○従業員の通勤においては、公共交通機関や自転車の利用を促します。 ○必要に応じ、通勤送迎バスの導入を検討します。 ○事業活動での移動の際は公共交通機関を利用し、自動車の使用はできるだけ控えます。 ○保有車両を適正に整備するとともに、買替え時には低公害車やプラグインハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車を選択します。 ○事業活動において自動車を運転する際に、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。 ○自動車の走行量を削減するため、利用時の相乗りについて検討します。 ○共同輸送システムの導入など物流の合理化を図り、車両走行量の削減を行います。 |

取組方針② 再生可能エネルギーの導入を推進する

家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、公共施設においては、率先した再生可能エネルギーの導入とエネルギーの有効活用を推進し、市民や事業者の意識啓発につなげます。



取組(3) 市民・事業者による再生可能エネルギー導入の促進

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|-------------------|---|
| 04 再生可能エネルギーの普及促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○豊川市再生可能エネルギー事業検討報告書をもとに、豊川市の自然的・社会的条件に適した再生可能エネルギーの導入を推進します。 ○バイオマスエネルギーや風力・水力発電の有効活用など、技術革新も見据えながら、本市における導入可能性等について、引き続き情報収集を進めます。 ○遊休地を活用した太陽光発電システムの導入を推進します。 ○自立分散型地域エネルギーシステムについて情報収集・研究を行います。 ○住宅用太陽光発電システムの設置に対して助成を行います。 ○太陽熱高度利用システムの普及を図るため、啓発を行います。 ○家庭用蓄電池や燃料電池の設置に対して助成を行います。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○住宅用太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの情報収集・設置を進めます。 ○家庭用蓄電池や燃料電池を導入します。 ○遊休地を活用し、太陽光発電システムを導入します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○施設におけるコージェネレーションシステムの導入を進めます。 ○事業用太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの情報収集・設置を進めます。 ○遊休地を活用し、太陽光発電システムを導入します。 |



取組(4) 公共施設における率先的な再生可能エネルギーの導入

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|---------------------------|--|
| 05 公有地・公共施設におけるエネルギーの有効利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の新築・増改築時には、太陽光発電システムを導入します。 ○清掃工場において、廃棄物焼却による発電や廃熱利用（サーマルリサイクル）を継続していきます。 ○公共施設において燃料電池や蓄電池の導入を検討します。 ○未利用地において、太陽光発電所を設置運営する事業者を誘致し、再生可能エネルギーの推進を図ります。 |

取組方針③ 低炭素型まちづくりを進める

地球温暖化やヒートアイランド現象への対策として、公共施設をはじめとするまちなかにおける緑地の保全及び緑化の推進を図ります。

自動車の利用に伴う温室効果ガスや排気ガスの排出を抑制するためにも、市内の交通の円滑化や、自転車利用環境の充実を図ります。



取組(5) 緑化等による都市環境の改善

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|------------------|---|
| 06 公共施設の緑化推進 | ○公園、道路、学校などの公共施設に樹木の植栽を推進します。 ○市民の参加・協力を得て、公園の樹木、街路樹などの維持管理を推進します。 |
| 07 緑地の保全と創出 | ○アダプトプログラムによる公園等の維持管理など、市民の協力により緑を増やす施策を展開します。 |
| 08 緑化活動の啓発 | ○沿道花壇による沿道緑化、耕作放棄地の農地復元など、市民・地域と協力して緑のネットワークの形成を図ります。 ○広報などにより、緑化の効果とその取組の啓発を行います。 ○市の木、市の花の苗木を無料配布するなど、市民の緑化意識の高揚を図ります。 ○市街地の中に残る社寺林をはじめとする民間緑地については、市民・事業者の保全意識の啓発を進めます。 |
| 09 ヒートアイランド対策の推進 | ○豊川市緑の基本計画に基づき公園の整備や樹木の植栽を行います。 ○ヒートアイランドの問題とその取組の啓発を行います。 ○建物の壁面緑化や屋上緑化を推進します。 ○公共施設に緑のカーテンを設置します。 ○新規の道路の建設の際には、街路樹の植栽を推進します。 ○道路や公園に透水性舗装を推進します。 ○クールアイランド効果のあるビオトープやため池の保全を推進します。 |
| 10 開発事業への指導 | ○開発事業においては、各種指導要綱に基づき、緑地の保全について適正な指導を行います。 ○土地区画整理事業や宅地開発等に際し、地域の特性に合った公園緑地を整備します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | ○庭の植栽や緑のカーテンの設置に取り組みます。 ○建物の壁面緑化や屋上緑化に取り組みます。 ○残り水を利用した打ち水を実施します。 ○アダプトプログラムなどに参加し、公園の樹木や街路樹などの育成や維持管理を行います。 ○生垣の設置、庭やベランダの緑化など、敷地内の緑化を進めます。 ○沿道花壇の維持管理や耕作放棄地の農地復元など、市や地域の緑化推進運動に取り組みます。 |
| 事業者 | ○敷地内の植栽や緑のカーテンの設置に取り組みます。 ○建物の壁面緑化や屋上緑化に取り組みます。 ○アダプトプログラムなどに参加し、公園の樹木や街路樹などの育成や維持管理を行います。 |

| |
|--|
| ○事業所の敷地への生垣の設置や、屋上緑化など、敷地内の緑化を進めます。 ○開発事業を実施するにあたっては、適正な緑地の保全に努めます。 |
|--|

取組(6) 都市交通システムの改善



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|---------------|--|
| 11 交通の円滑化 | ○バイパスや交差点改良などの道路整備により、渋滞緩和を図ります。 ○市内路線バス・コミュニティバスの運行の維持・改善を図ります。 |
| 12 自転車利用環境の整備 | ○道路の新設や改良時においては、自転車利用者に安全でやさしい道路の整備を検討し、実施します。 ○一部駐輪場で続いている飽和状態を解消するため、新たな駐輪場の整備を行い、駐輪場の維持及び確保に努めます。 ○近距離移動での自転車利用やサイクル&ライドの啓発を行います。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | ○目的等に応じて、渋滞に巻き込まれないよう移動ルートを検討します。 ○都心部へ行く際は、サイクル&ライドを実践します。 ○自転車を放置せず、駐輪場の適切な使用を心がけます。 ○目的地に応じて、市内路線バス・コミュニティバスや自転車を利用します。 |
| 事業者 | ○目的等に応じて、渋滞に巻き込まれないよう移動ルートを検討します。 ○公共交通機関や自転車での通勤を推奨します。 |



■コミュニティバス

取組方針④ 気候変動の影響への適応に取り組む

市内で既に現れている気候変動の影響の把握や、これから現れるであろう影響の予測を行うとともに、国や愛知県等と連携しながら、こうした気候変動の影響への対策としての適応策の推進を図ります。



取組(7) 気候変動の影響の把握

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|---------------------|--|
| 13 気候変動の影響の把握及び将来予測 | <ul style="list-style-type: none"> ○気温や降水量、極端な気象現象等の気候変動の現況と、気候変動に伴って生じている様々な影響がどのような分野で現れているかについて把握・整理する。 ○気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT) ポータルサイト等の情報を活用し、気候変動の影響の将来予測を把握・整理する。 ○将来の予測される被害やリスクに対する重大性、緊急性などの評価を整理する。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | ○日常生活の中で、気候の変化や、農作物の収穫量や生きものの生息状況、自然災害の発生頻度の変化などに関心を持ちます。 |
| 事業者 | ○事業活動と気候変動の関係について検討します。 |



取組(8) 気候変動の影響への適応策の推進

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|------------------|--|
| 14 各分野における適応策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動の影響の把握及び将来予測を踏まえ、各分野における適切な適応策を検討する。 ○最新の観測情報や科学的知見の収集に努め、状況に応じて対応を変化させていくなど、柔軟に適応策を進める。 ○適応策について広く情報提供や普及啓発に努め、市民や事業者による主体的な取組を促進する。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | ○気候変動の影響への適応策に関する情報を収集し、影響を感じている分野における適応策を実践します。 |
| 事業者 | ○事業活動に関係する気候変動の影響への適応策に関する情報を収集し、従業員等に周知するとともに、実践します。 |

【コラム 03】

気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」は、気候変動による悪影響をできるだけ抑制・回避し、適応策を進めるために参考となる情報を分かりやすく発信するための情報基盤として、平成 28 年 8 月に立ち上げられました。

気候変動適応の必要性、個人や事業者が取り組める適応策などを紹介しています。例えば、身近なところで生じている気候変動の影響や適応策として、下図のようなものがあります。



■身の回りで取り組まれている適応策

資料：パンフレット「目で見える適応策」（国立環境研究所）

他にもまだまだたくさんの適応策があり、これから新しく生まれる適応策もきっとあります。「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」を活用し、未来のために、出来ることを今始めましょう。

気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>



環境目標 2 豊かな自然と共生するまち

<取組の方向性>

持続可能な社会の基礎となる健全な生態系の形成（生物多様性の保全）を位置づけます！

SDGs が目指す持続可能な社会の基礎には、健全な生態系があり、これなしには持続可能な社会は実現できません。これを踏まえ、自然共生分野において、生物多様性の保全に関する取組方針を設定します。

自然共生に対する意識を高めるため、自然とのふれあいの場・機会を創出します！

自然共生に対する意識を高め、環境保全（自然保全）の取組を率先して実行してもらうため、自然がもたらす恵みを体感してもらえよう、豊川市の豊かな自然とふれあう場・機会を創出します。

<取組体系>

| | | |
|------------------------|-------------------------|---|
| 2 豊かな自然 と共存する まち | ⑤自然環境を保全する | (9)森林の保全・整備 (10)河川・海岸の保全 (11)農地の保全・活用 (12)水循環の保全 |
| | ⑥生物多様性を保全する | (13)多様な動植物の生息・生育環境の保全 |
| | ⑦自然とのふれあいの場・機会を 創出する | (14)自然とふれあえる場の整備 (15)自然とふれあえる機会の創出 |

<環境指標>

| 環境指標 | 現状値（2017年度） | 目標値（2029年度） |
|-------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 森林面積 | 5,789ha（2014年度） | 5,789ha |
| 河川の水生生物 | 豊川：水質階級Ⅰ、佐奈川：水質階級Ⅱ、 音羽川：水質階級Ⅰ | 豊川：水質階級Ⅰ、佐奈川：水質階級Ⅱ以 上、音羽川：水質階級Ⅰ |
| 民有農地面積 | 3,702ha | 3,702ha |
| 「身近な自然環境調査」市民参加者数 | 1,415名（累計） | 4,000名（累計） |
| 「緑・自然の豊かさ」市民満足度 | 79.9%（2019年度） | 82.0% |

<具体的な取組>

取組方針⑤ 自然環境を保全する

豊かな森林、河川や海岸、身近な自然環境である農地の適切な保全を図り、これらの緑が有する公益的機能の発揮を図ります。特に、山から海までである本市の地域特性を鑑み、水循環の保全を図ります。

取組(9) 森林の保全・整備



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|---------------|--|
| 15 森林の育成と管理 | ○保安林の適正な管理を行います。 ○健全な森林を育むため、森林病虫害防除を進めます。 ○土地所有者とともに、森林の保全、活用を図ります。 |
| 16 開発事業への指導 | ○開発の事前審査などによって、開発事業に対し環境保全のための適正な指導を行います。 ○開発事業者などと自然環境保全のための協定を締結します。 |
| 17 森林の保全意識の啓発 | ○里山保全活動を行う人材を育成し、市民による里山の管理を推進します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | ○森林の持つ公益的機能や、それを担う林業、自然環境の大切さなどについての意識を向上させるため、里山保全活動に参加します。 |
| 事業者 | ○環境アセスメントの対象にならない事業についても、自主的な環境アセスメントの実施に努めます。 ○事業の実施にあたっては、森林など自然環境の適正な保全に努めます。 ○自然環境保全のための協定を締結し、森林などの保全に努めます。 |

取組(10) 河川・海岸の保全



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|--------------------|---|
| 18 河川・海岸の生態系の保全・再生 | ○河川・海岸の生物調査を行います。 ○河川環境の保全のため、多自然型川づくりを進めます。 ○水辺の植物の保全・回復を図り、植物による河川の浄化対策を実施します。 ○河川・海岸の一斉パトロールなどを通じ、国や県と連携して不法投棄の防止に努めます。 |
| 19 保全活動の啓発・支援 | ○音羽川、白川、帯川の水生生物の保全活動を支援します。 ○清掃や草刈などの河川愛護活動を実施する団体を支援します。 ○「川と海のクリーン大作戦」などで、身近な環境保護に関する意識の啓発を図ります。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|----|---|
| 市民 | ○河川・海岸の生物調査に参加します。 ○河川・海岸にごみのポイ捨てや不法投棄をしません。 |

| | |
|-----|---|
| | ○水生生物の保全、河川の清掃や草刈、海岸の漂流ごみ拾いなど、地域の河川・海岸の保全活動に参加します。 |
| 事業者 | ○水生生物の保全、河川の清掃や草刈、海岸の漂流ごみ拾いなど、地域の河川・海岸の保全活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。 |

取組(11) 農地の保全・活用



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|-----------|---|
| 20 農地の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域の農地の適正な保全を進めます。 ○豊川市耕作放棄地対策協議会と連携し、耕作放棄地の解消を図ります。 ○豊川市農業担い手育成総合支援協議会と連携し、「就農塾」などの農業研修を活用し、農業従事者の人材育成を図ります。 |
| 21 農業への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○農業を取り巻く環境の変化に対応できるように、経営基盤の強化を支援します。 ○自然とふれあう市民小菜園の開設を促進します。 ○耕作放棄地を解消し、団塊世代などを対象とした就農支援を進めます。 ○地産地消を推進し、「豊川市こだわり農産物」などブランド作物の認定と販売促進を図ります。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒による地元での農業体験など、地域の農地保全活動に参加します。 ○市民小菜園、体験農園などの活用・維持管理に努めます。 ○「豊川市こだわり農産物」など地場農産物を積極的に購入します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○農地の登録制度を活用し、耕作放棄地の解消を図ります。 ○地産地消を推進し、「豊川市こだわり農産物」などブランド作物の直販ルートの構築を進め、積極的に生産・販売を行います。 ○児童・生徒による地元での農業体験を実施するなど、消費者との関係強化を図ります。 ○農業を取り巻く環境の変化に対応できるように、経営基盤を強化します。 |



■ 農業塾

取組(12) 水循環の保全



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|----------------|--|
| 22 水源涵養林の保全・整備 | ○豊川市森林整備計画に基づき、森林を保全します。 |
| 23 流域の連携 | ○野外センターの活用や上流域との交流を図り、豊川流域の市町村との連携を深めます。 ○建築物などにおける三河材の使用とその普及に努め、上流域の林業の活性化を図り、森林の適正管理に寄与します |
| 24 開発事業への指導 | ○水源地域の開発事業について適正な指導を行います。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | ○野外センターを利用し、自然の中でアウトドア活動や自然体験を行いながら、森林が果たしている様々な役割を学びます。 |
| 事業者 | ○建築物などにおける三河材の使用を進め、上流域の林業の活性化を図ります。 ○水源地域の開発事業においては、各種指導要綱に基づき、水源涵養林の適正な保全に努めます。 |

【コラム 04】

豊川市こだわり農産物

「豊川市こだわり農産物」は、化学肥料・農薬を県の慣行レベルから3割以上低減して栽培し、専門の審査委員会で認定された農産物です。「豊川市こだわり農産物」を消費することは、環境保全型農業に積極的に取り組む生産者の意欲の向上につながるるとともに、地産地消の推進によって、輸送に係るエネルギー消費及び温室効果ガスの排出抑制にもつながります。

「豊川市こだわり農産物」を紹介しているウェブサイト「うまよウェブ」では、農産物や取扱店舗のほか、農業イベントや食育体験の案内、「とよかわおもてなしレシピ」の紹介も行っています。「豊川市こだわり農産物」を積極的に使用し、健康にも環境にもやさしく、おいしい食生活を楽しみましょう。



■豊川市こだわり農産物



■平成30年度「とよかわの味スイーツ」最優秀賞

取組方針⑥ 生物多様性を保全する

私たちの暮らしは、食糧や水、気候の安定など、多様な生物が関わり合う生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。こうした生態系サービスを楽しむことができるよう、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めます。



取組(13) 多様な動植物の生息・生育環境の保全

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|--------------------|---|
| 25 貴重な自然環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ○多様な野生動植物の生息する森林を適正に保全します。 ○貴重な野生動植物やその生息・生育地の適正な保護に努めます。 ○天然記念物の保護・保存を図ります。 ○地域の貴重な野生動植物や在来種の保護のため、外来生物を持ち込まないよう啓発を行います。 ○ため池の機能保持のため、適正な管理を行います。 ○市民参加による身近な自然環境調査を行い、自然環境の保全を啓発します。 |
| 26 外来生物防除や鳥獣害対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○外来種による在来種や生態系への影響を防止、軽減するため、生態系への影響や適切な対応方法等について周知します。 ○鳥獣からの農産物被害を防ぐ対策を実施します。 |
| 27 開発事業への指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○開発事業者などと自然環境保全のための協定を締結します。 ○開発行為による自然環境への影響を回避し、または最小限に食い止めます。 |
| 28 自然のネットワークの形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○自然のネットワークの軸となる河川や街路緑化、ネットワーク拠点である公園の保全・整備を行い、ネットワークの形成を進めます。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○多様な野生動植物や森林などの保全活動に参加します。 ○外来生物を放流したり、遺棄しません。 ○地域の貴重な野生動植物や在来種の保護のため、外来生物を持ち込みません。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○多様な野生動植物や森林などの保全活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。 ○自然環境保全のための協定を締結し、多様な野生動植物や森林などの適正な保全に努めます。 ○開発行為による自然環境への影響を回避し、または最小限に食い止めます。 |



外来種による被害を予防する三原則

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに人間の活動に伴って他の地域から入ってきた生きもののことです。外来種が侵入すると、在来種（昔からその地域にいた生きもの）を食べてしまったり、交雑して雑種を作ったり、在来種の生育環境を変化させて住めなくさせてしまうことがあります。その他、人に噛みついたり、畑を荒らしたり、人の身体や健康、農林水産業にも影響を与える可能性があります。

こうした外来種による被害を予防する方法として、「入れない」「捨てない」「拡げない」という三原則があります。

❌ 入れない！

ガーデニングや植樹をするときは、その場所に由来する種類を使うようにしましょう。外来種の安易な放流はやめて、生きものが自然に住み着く環境づくりをしましょう。

❌ 捨てない！

飼っている生きものは最後まで責任を持って飼育しましょう。また、しっかりと管理して外へ逃げ出さないようにしましょう。

❌ 拡げない！

野外にある外来種を他の地域に持ち込んだり、植え替えたりしないようにしましょう。法律や条例で移動が禁止されている種もあります。



■ 豊川市で問題となっている主な外来種（左から、アライグマ、オオキンケイギク、ミシシippiaアカミミガメ）

取組方針⑦ 自然とのふれあいの場・機会を創出する

自然との共生や共存ができる社会の実現に向けて、自然とのふれあいの場や機会を創出し、自然環境の保全や持続可能な利用に対する意識を高め、行動を促します。



取組(14) 自然とふれあえる場の整備

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|----------------|--|
| 29 自然とふれあう場の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○桜の名所としての桜トンネル、佐奈川や音羽川の両岸の桜の保全を行います。 ○豊川、宮路山、本宮山、御津山自然遊歩道の整備を行い、一層の活用を図ります。 ○ふれあいセンター「四季の森」を自然とふれあう場としての活用を図ります。 ○自然を学習できる施設としての野外センターの活用を進めます。 ○三上緑地、いこいの広場を自然やスポーツに親しめる場として活用を図ります。 ○都市公園を自然とのふれあいの場としても位置づけ、配置や整備を推進します。 ○自然とふれあう市民小菜園の開設を促進します。 ○緩傾斜護岸・階段式護岸などの整備を検討します。 ○学校や事業所などのビオトープの保全活動、新たなビオトープづくりを支援します。 |
| 30 水に親しめる場の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○豊川、佐奈川、音羽川など主要河川において、河川の自然を生かした整備や保全を図ります。 ○佐奈川流域などの親水公園の整備と活用を図ります。 ○市民の参加、協力を得て、河川など水に親しめる空間の維持管理を行います。 ○海浜に親しむことができる臨海緑地の維持管理を行います。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○市が行う自然とふれあう場、水と親しめる場の整備に参加、協力します。 ○地域や学校などのビオトープ作りに参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○市が行う自然とふれあう場、水と親しめる場の整備に参加、協力します。 ○事業所内ビオトープの保全と新たなビオトープ作りに取り組みます。 |

取組(15) 自然とふれあえる機会の創出



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|--------------------|---|
| 31 自然とふれあう活動の啓発・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○探鳥会や水生生物調査などの自然環境教育を目的とした観察会や環境講座を実施します。 ○自然とふれあい、自然を保全する活動を支援します。 ○豊川市版身近な自然環境調査結果及びマップの内容の更新と活用を図ります。 ○心にうるおいを与える身近な水辺の大切さを啓発します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいセンター「四季の森」、野外センター、三上緑地、いこいの広場などの自然とふれあう場を活用します。 ○探鳥会や水生生物調査などの自然環境教育を目的とした観察会や環境講座に参加します。 ○地域における水に親しめる空間の計画立案・維持管理・運営に参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域における水に親しめる空間の計画立案・利用の促進・維持管理・運営に参加するとともに、市民の活動を支援します。 |



■里山でキノコの菌打ちをしよう！



■子ども環境体験ツアー

環境目標3 資源を大切にすまち

<取組の方向性>

水を貴重な資源として捉えて有効利用する取組を推進します！

本市を含む東三河地域は、古来より幾度となく干害に見舞われてきた地域です。水を貴重な資源として捉えて、安全な水を将来に残せるよう、水資源を有効利用する取組を推進します。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）+1R（リフューズ）=4Rとした意欲的な取組を推進します！

本市では、一般的な3Rにリフューズ（断る）を加えた4Rの推進に取り組んでおり、今後も意欲的な取組を推進します。市民1人1日当たりごみ排出量は減少傾向にあるものの県内市平均を上回っており、更なる対策が必要です。ごみ排出量に大きなウェイトを占めている生ごみの削減について重点的に取り組みます。

計画的かつ戦略的なごみ処理体制の充実を図ります！

処理機能を適切かつ経済的に維持するため、焼却施設の延命化を図っており、「東三河ごみ焼却施設広域化計画」も踏まえ、計画的かつ戦略的なごみ処理体制の充実を図ります。

<取組体系>

| | | |
|-------------------|---------------|---|
| 3 資源を大切に にするまち | ⑧貴重な水資源を大切にす | (16)水の有効利用の促進 |
| | ⑨4Rを推進する | (17)リフューズ（断る）・リデュース（減らす）の推進 (18)リユース（再使用）の推進 (19)リサイクル（再生利用）の推進 |
| | ⑩適正なごみ処理を推進する | (20)適正なごみ処理の推進 (21)ごみ処理体制の充実 |

<環境指標>

| 環境指標 | 現状値（2017年度） | 目標値（2029年度） |
|---------------------------------------|----------------|-------------|
| 「水道水の安全・安定供給」市民満足度 | 84.7%（2019年度） | 85.0% |
| 市民1人1日当たりごみ排出量 （家庭系一般廃棄物+事業系一般廃棄物） | 1,012g（2019年度） | 870g |
| 資源化率 | 26.7%（2019年度） | 26%以上（現状維持） |
| 「ごみ処理対策」市民満足度 | 75.1%（2019年度） | 80.0% |

<具体的な取組>

取組方針⑧ 貴重な水資源を大切に作る

豊川用水は、農業用水や工業用水、水道水として使用されており、この地域の農業や工業の発展、人々の生活向上に大きく寄与しています。公共施設における雨水浸透施設や貯留施設の整備、市民や事業者に対する啓発等、水の有効利用など水資源を大切に作る取組を推進します。



取組(16) 水の有効利用の促進

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|---------------------|--|
| 32 水の有効利用の啓発・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○水源涵養林などに対する保護意識の啓発を行います。 ○広報などにより水の有効利用と節水意識の啓発を行います。 ○雨水貯留タンクの設置や不用浄化槽の雨水貯留施設への転用に助成を行います。 |
| 33 公共施設などにおける水の有効利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○道路側溝の雨水を地下へ浸透させるため、浸透施設の設置を継続します。 ○道路や公園に透水性舗装を推進します。 ○上水道の漏水対策を推進し、水道水を効率的に提供します。 ○公共施設での雨水貯留施設の設置を検討します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○水源涵養林の育成、管理など保全活動に参加します。 ○宅地内の雨水集水枡を浸透枡にするように努めます。 ○宅地内に雨水貯留タンクなどの雨水貯留施設を設置するように努めます。 |
| 事業者 | ○水源涵養林の育成、管理など保全活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。 |



出典：独立行政法人水資源機構ホームページ (<https://www.water.go.jp/chubu/toyokawa/>)
「水の恩恵」を加工して作成

取組方針⑨ 4Rを推進する

循環型社会を構築していくためには、ごみの発生を抑制するとともに、資源を有効に活用し、環境への負荷を極力減らすことが重要です。リフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4Rの推進により、循環型社会の構築を目指します。

12 つくる責任
つかう責任



取組(17) リフューズ（断る）・リデュース（減らす）の推進

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|---------------|--|
| 34 ごみ減量の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理基本計画に基づくごみの発生抑制に関する施策の進捗管理を行います。 ○豊川市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、紙や事務用品の使用量を節約します。 ○食品ロス削減の普及・啓発に取り組みます。 ○レジ袋など使い捨てプラスチックごみの削減に取り組みます。 ○生ごみ減量のために、生ごみ処理機等の購入に対し助成を行います。 ○ごみの排出抑制となる家庭ごみの有料化の実施の検討を継続します。 |
| 35 ごみ減量の啓発・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○出前講座や施設見学会を実施し、4R推進の意義や必要性をPRし、特にごみの発生抑制を重要課題とします。 ○町内会などとの連携を密接にし、分別マナーの向上を図ります。 ○生ごみ減量のために、「生ごみひとしぼり運動」として水きり方法や水切りグッズの配布を行います。 ○ごみの減量化に取り組む市民団体の活動を支援します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○食品ロス削減のため、食べ残し・直接廃棄・過剰除去ゼロに心がけます。 ○買い物は「必要十分の量」を常に心がけ、無駄に買わないようにします。 ○買い物際にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。 ○過剰包装は断ります。 ○使い捨て製品の使用を控え、詰め替え製品を積極的に使用するよう心がけます。 ○生ごみ減量のために、生ごみの水切りを心がけます。 ○ごみ減量に関する勉強会、説明会に参加します。 ○広報などにより、ごみ減量に関する情報収集を心がけます。 ○ごみの減量化に取り組む市民団体の活動に参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量に関する情報を収集するように努めます。 ○容器包装の簡素化に取り組みます。 ○コピー枚数の削減など、紙の使用量の節約や事務用品の購入抑制に努めます。 ○割り箸や使い捨て容器の使用量削減に取り組みます。 ○食品は量り売りにより、適切な量の販売を推進します。 |

取組(18) リユース（再使用）の推進

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|--------------|---|
| 36 再使用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理基本計画に基づく再使用に関する施策の進捗管理を行います。 ○粗大ごみから再使用可能な良品を選別し、リユース家具として市民に無償で提供します。 ○市民団体と協力して、フリーマーケットの開催を積極的に推進します。 ○不用品交換情報誌「月刊クルクル」の内容を充実させ、リユースを促進します。 ○粗大ごみのリユースやリペアによるごみ減量を図るための施設整備について検討します。 |
| 37 再使用の啓発・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが「もったいない」の意識を高め、再使用するよう働きかけます。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが「もったいない」の意識を高め、再使用するよう心がけます。 ○再使用に関する情報を収集し、日常生活に活かします。 ○フリーマーケットを活用します。 ○安易に捨てず、修理して使う、他の目的で使うことを心がけます。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○再使用に関する情報を収集します。 ○商品の規格を統一し、部品交換ができるような商品の販売を推進します。 ○容器を回収し、再使用に努めます。 |



■フリーマーケット



取組(19) リサイクル（再生利用）の推進

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|---------------|---|
| 38 再生利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理基本計画に基づく再生利用に関する施策の進捗管理を行います。 ○行政による資源の分別回収を実施し、再生利用に取り組みます。 ○一般家庭から排出される廃食用油のリサイクル事業を推進します。 ○市民団体による有価物回収の推進を図るため、補助金制度を実施します。 ○豊川市グリーン購入推進指針に基づき、再生利用製品を優先して購入します。 ○事業者向けのリサイクル情報を県と連携して提供します。 ○公共工事において、リサイクル資材の積極的な活用を行います。 ○現在実施していないプラスチック製容器包装の資源化については、国の動向の注視など、回収実施に関する情報収集に努めます。 |
| 39 再生利用の啓発・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい製品を購入し、利用してもらえるよう啓発を行います。 ○広報、アプリ、リサイクル情報誌、インターネット、イベントなどで4Rに関する啓発活動を進めます。 ○販売店での使用済み製品、容器の回収への取組を支援します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○再生利用可能な商品を選んで購入し、利用するように心がけます。 ○古紙や古着の分別回収を心がけます。 ○廃食用油の回収事業に協力します。 ○広報、アプリ、リサイクル情報誌、インターネット、イベントなどから、リサイクルに関する情報収集を心がけます。 ○リサイクルの必要性を理解するため、施設見学や出前講座に参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○古紙の分別回収と再生紙の利用に取り組みます。 ○刈草・剪定枝の堆肥化・チップ化によるリサイクルに取り組みます。 ○リサイクル資材、リサイクル製品の積極的な活用を進めます。 ○容器包装廃棄物を再生資源として利用を進めます。 ○様々な製品に含まれる希少金属を回収するように努めます。 ○広報、リサイクル情報誌、インターネット、イベントなどから、リサイクルに関する情報収集を心がけます。 ○食品残渣の飼料化に取り組みます。 ○企業、組織単位のリサイクル活動を実践します。 |



■豊川市資源化施設

取組方針⑩ 適正なごみ処理を推進する

少子高齢化や社会のグローバル化などが進行する中、資源循環を持続可能なものとするために、市民の暮らし方や働き方に適したごみ処理を推進するとともに、ごみ処理の体制の充実、適正化を図ります。

12 つくら責任
つかう責任



取組(20) 適正なごみ処理の推進

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|-------------------|--|
| 40 ごみの適正処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ポイ捨てや資源抜き取りを防止するため監視パトロール事業を実施します。 ○自己搬入ごみに関して、施設の集約など利便性の向上を図ります。 ○ごみ運搬車両を手配できない市民のために、車両の貸し出しを行います。 ○安定的な収集運搬の実施及び効率の良い収集ルートやステーションの配置、収集日などの再編成を検討します。 ○高齢者や障がい者など自力でごみを出すことができない方に対して訪問回収を行います。 ○外国人に対して適切な分別方法を周知します。 ○適正処理困難物の適切な処理方法を周知し、適正処理を推進します。 ○事業活動により生じた廃棄物は自らの責任において処理することを指導します。 ○在宅医療廃棄物について、安全かつ適正な収集および処理を行います。 ○廃棄物の野焼きが法律違反であることを周知し、適正な処理の方法について指導・啓発を行います。 ○事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の違いと適正な処理の方法について指導・啓発を行います。 |
| 41 不法投棄の防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○道路や河川の美化、ポイ捨てしにくい環境づくりのため、市民参加型の清掃活動を実施します。 ○不法投棄防止のため県や業界団体と連携して監視体制を強化します。 |
| 42 その他のごみ処理に関する施策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理手数料については、施設維持のため、処理コストに見合う適正な負担を求めます。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境美化活動に積極的に参加します。 ○適切にごみ分別を行います。 ○排出日、排出時間などのルールを守り、適切な排出に努めます。 ○廃棄物の野焼きが法律違反であることを認識し、適正な処理を行います。 ○道路や河川の美化、ポイ捨てしにくい環境づくりのため、清掃活動に参加します。 ○ごみ集積場管理の取組に参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境美化活動に積極的に参加するとともに、市民の活動を支援します。 ○一般廃棄物と産業廃棄物の違いをしっかりと理解し、適切な区分を行います。 ○一般廃棄物の処理に関しては、市の定めた処理方法を遵守します。 ○自らの事業活動により生じた廃棄物の適切な回収や処理に向けた取組を進めます。 ○廃棄物の野焼きが法律違反であることを認識し、適正な処理を行います。 |

| | |
|--|---|
| | <p>○道路や河川の美化、ポイ捨てしにくい環境づくりのため、清掃活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。</p> <p>○排出者責任を理解し、自社の廃棄物について、常に適切な処分がされているかを把握します。</p> |
|--|---|



取組(21) ごみ処理体制の充実

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|---------------|---|
| 43 廃棄物処理施設の整備 | <p>○ごみの減量化を図り、焼却施設の適正な負荷による運転と延命化に努めます。</p> <p>○ごみ処理の効率化を図るため、施設の集約について検討します。</p> <p>○東三河ごみ焼却施設広域化計画に基づき、施設の統合に向けて課題の解決に取り組みます。</p> |



■豊川市清掃工場

環境目標 4 安全で快適な生活環境のあるまち

<取組の方向性>

環境政策を着実に推進します！

環境政策の出発点である市民の健康と生活環境を守るための施策については、現行計画から引き続き、着実な推進を図ります。

豊川らしい良好な景観を形成します！

公園・緑地の整備やユニバーサルデザインへの配慮など、ゆとりある生活空間の整備に取り組むだけでなく、歴史文化資源の保全や活用、田園や里山といった田園景観の保全など、豊川らしい良好な景観の形成に取り組みます。

<取組体系>

| | | |
|-------------------|---------------------|---|
| 4 安全で快適な生活環境のあるまち | ①空・水・土を守り、健康な暮らしを保つ | (22)大気汚染の防止 (23)水質汚濁の防止 (24)騒音・振動・悪臭等の公害対策の推進 |
| | ②快適でゆとりある生活空間をつくる | (25)ゆとりある生活空間の整備 (26)公園・緑地の整備 |
| | ③豊川らしい美しいまちをつくる | (27)歴史資源の保存と活用 (28)巨木・名木の保全 (29)良好な景観の形成 |

<環境指標>

| 環境指標 | 現状値 (2017 年度) | 目標値 (2029 年度) |
|-----------------------------------|---|----------------------------|
| 環境基準 (大気、騒音) | 光化学オキシダント：未達成 環境騒音：達成 新幹線騒音：達成 自動車騒音：未達成 | 全て達成 |
| 佐奈川 (前川橋)、音羽川 (南田橋) の水質 (BOD75%値) | 佐奈川：2.8mg/l 音羽川：0.9mg/l | 佐奈川：2.5mg/l 音羽川：0.9mg/l |
| 生活排水処理率 | 92.7% (2018 年度) | 97.0%以上 |
| 「公園の状況」市民満足度 | 58.1% (2019 年度) | 65.0% |
| 「河川の状況」市民満足度 | 50.4% (2019 年度) | 60.0% |
| アダプトプログラム登録団体 | 144 団体 | 210 団体 |
| 「豊川市清掃の日」参加者数 | 55,801 名 | 60,000 名 |
| 街区公園箇所数 | 88 箇所 | 90 箇所 |

<具体的な取組>

取組方針⑪ 空・水・土を守り、健康な暮らしを保つ

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動・悪臭といった公害対策を推進することで、健全な空・水・土を守り、市民の健康な暮らしを保ちます。



取組(22) 大気汚染の防止

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|----------------|---|
| 44 大気や騒音・振動の調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○大気や自動車騒音、新幹線騒音の測定を定期的に行い、環境基準の達成状況を公表します。 ○県が行う光化学スモッグや微小粒子状物質（PM2.5）の濃度測定結果を公表し、健康被害が予測される時は注意喚起等を行うとともに、工場や自動車からの大気汚染物質の排出削減の働きかけを行います。 |
| 45 大気汚染防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○「大気汚染防止法」や「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場などの大気汚染物質発生施設に対し、県と連携して規制・指導を行います。 ○工業団地進出企業などと公害防止、環境保全のための協定を締結します。 ○大気汚染の発生源となる主要特定事業場について、県と連携して発生源の監視に努めます。 ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で認められている焼却以外の焼却方法や野焼きについて、県と連携して規制・指導を行います。 |
| 46 緑化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○樹木などの大気汚染浄化機能を生かした工場敷地内の植栽を促進します。 ○幹線道路沿いにおいて、樹木の植栽などの整備を推進します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○県や市が公表している大気汚染の観測結果等に関心を持ち、緑化の推進や、注意情報等が出ている時は外出を控えるなど、適切な行動を行います。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○工場などの大気汚染物質発生施設を適正に管理し、大気汚染を未然に防止します。 ○公害防止、環境保全の協定を締結し、環境の保全に努めます。 ○工場敷地内での樹木の植栽など、植物の大気浄化機能を活かした緑化を進めます。 ○工場や事業所の敷地境界に、環境施設帯や植樹帯などを設置します。 ○大気汚染や騒音・振動を防止する施設の設置や既存設備の改善などの整備を行います。 ○施設設備の更新に際しては、低公害型の機器の導入や良質燃料への転換を図ります。 |

取組(23) 水質汚濁の防止



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|------------------|---|
| 47 公共下水道の整備 | ○下水道事業計画に基づき、公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業の整備を実施します。 ○下水道整備地域における未接続世帯に速やかな接続を働きかけます。 |
| 48 生活排水対策の啓発・支援 | ○生活排水対策学習会や出前講座を開催し、生活排水対策の啓発を行います。 ○地域で活動している生活排水クリーン推進員の活動を支援します。 ○浄化槽の能力維持のため、適正な維持管理の啓発を行います。 |
| 49 合併処理浄化槽の普及・促進 | ○汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます。 |
| 50 その他水質浄化施策の推進 | ○自然浄化機能を活かしたヨシなど水生植物などによる浄化を行います。 ○町内会や企業による河川や水路の水質保全、環境美化などの活動を支援します。 |
| 51 水質の調査・監視 | ○河川の水質調査を定期的に行い、調査結果を公表します。 ○工業団地進出企業やゴルフ場に関して環境保全のための協定を締結し、事業所からの排水検査を行い、監視、指導します。 |
| 52 水質汚濁防止の指導 | ○工場や事業所の水質汚濁発生施設に対し、県と連携して水質汚濁発生防止の指導を行います。 ○畜産事業所からの水質汚濁を防止するため、指導を行います。 |
| 53 水質汚濁防止への助成 | ○水質汚濁防止の施設改善に対する融資制度を充実させ、利子補給を行います。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | ○公共下水道の整備地域においては、公共下水道に速やかに接続します。 ○浄化槽の適正管理を行い、日常生活において生活排水の浄化に取り組みます。 ○生活排水対策学習会やまちづくり出前講座に参加します。 ○地域で活動している生活排水クリーン推進員の活動に参加・協力します。 ○汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます。 ○町内会や企業による河川や水路の水質保全、環境美化などの活動に参加・協力します。 |
| 事業者 | ○公害防止及び環境保全のための協定を締結し、環境の保全に努めます。 ○工場や事業所の水質汚濁発生施設を適正に管理し、水質汚濁を防ぎます。 ○工場や事業所の水質汚濁防止施設の設置や改善などの整備を行います。 |

取組(24) 騒音・振動・悪臭等の公害対策の推進

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|--------------------------|---|
| 54 道路施設等の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ○交通渋滞を解消するため、幹線道路網の整備を進めます。 ○国道・県道などで自動車騒音の著しい場所においては、国や県へ道路構造改善などの要望を行います。 ○新幹線騒音に関しては、愛知県新幹線公害対策連絡会議を通じての働きかけを行います。 |
| 55 土地利用の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ○住工混在による騒音・振動公害を防止するため、土地利用の適正化を進めます。また、移転用に工業用地を確保し、工業用地への集団化を進めます。 |
| 56 騒音・振動防止の指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○「騒音規制法」、「振動規制法」や「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場などの施設や建設作業に対し、騒音・振動防止の指導を行います。 |
| 57 悪臭防止に向けた指導・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○畜産事業所などの悪臭対策が必要となる施設に対し、指導・啓発を行います。 ○農地への堆肥投入による悪臭防止対策として、耕作者に対し、悪臭を発生させないように周知・協力を求めます。 ○家畜排泄物の処理・保管時における悪臭の流出・漏出による環境への悪影響を防止するため、処理・保管施設の整備促進を指導します。 ○悪臭を防止するため、家庭でのごみ焼却の禁止や事業所でのごみ焼却の抑制など、廃棄物の適正処理を指導します。 |
| 58 土壌汚染・地下水汚染防止に向けた指導・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対し、土壌汚染、地下水汚染などを未然に防ぐため、啓発活動を行います。 ○土壌汚染などを防止するため、低農薬、有機農業などの環境保全型農業の促進を図ります。 ○農家やゴルフ場に対し、農薬や化学肥料の適正使用に関する啓発を行います。 ○ポジティブリスト制度の徹底などにより、農薬の適正使用を促進します。 ○ごみ処理施設において、適正な施設管理を行い、公害対策に万全を期します。 ○ダイオキシンの発生を抑制するため、家庭でのごみ焼却の禁止や事業所でのごみ焼却の抑制など、廃棄物の適正処理を指導します。 |
| 59 生活騒音の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○近隣騒音公害に関して、マナーの啓発を行います。 |
| 60 施設改善への助成 | <ul style="list-style-type: none"> ○公害防止の施設改善などに対する融資制度を充実させ、利子補給を行います。 |
| 61 悪臭防止への助成 | <ul style="list-style-type: none"> ○悪臭防止の施設改善などに対する融資制度を充実させ、利子補給を行います。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○近隣に迷惑をかけないように、テレビ、音響機器、ピアノなどの楽器、冷暖房の室外機、自家用車の音やペットの鳴き声などが、騒音とならないようにマナーを守ります。 ○土壌汚染などを防止するため、低農薬、有機農業などの環境保全型農業に努めます。 ○悪臭やダイオキシンの発生を抑制するため、家庭ではごみ焼却をせず、廃棄物の適正処理を行います。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○工場や事業所、建設現場における施設を適正に管理し、騒音・振動を未然に防止します。 ○住工混在による騒音・振動公害を防止するため、土地利用の適正化に協力します。 ○悪臭、土壌汚染、地下水汚染などの原因となる発生施設を適正に管理し、公害を未然に防ぎます。 ○土壌汚染などを防止するため、化学肥料は適正に使用します。 ○ポジティブリスト制度に基づき、農薬は適正に使用します。 ○PRTR 制度により、有害化学物質の適正管理を行います。 ○悪臭やダイオキシンの発生を抑制するため、事業所でのごみ焼却を抑制し、廃棄物の適正処理を行います。 ○家畜排泄物の処理・保管時における悪臭の流出・漏出による環境への悪影響を防止するため、処理・保管施設の整備を行います。 |

【コラム 06】

レジ袋有料化

令和 2 年 7 月 1 日より、全国一律でプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）の有料化がスタートします。海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、レジ袋有料化を通じて、マイバッグの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的です。

マイバッグを持参してレジ袋を断ることは、環境にもお財布にもやさしい行動になります。買い物に行く時はマイバッグを持参しましょう。



取組方針⑫ 快適でゆとりある生活空間をつくる

市民の快適で安心できる生活環境を実現するために、土地区画整理事業や宅地開発を通じてゆとりある生活空間の整備を誘導したり、公園・緑地の整備を推進します。



取組(25) ゆとりある生活空間の整備

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|-----------------|---|
| 62 ゆとりある生活空間の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業や宅地開発を通じて、ゆとりある土地利用を進めます。 ○潤いのある都市空間の整備と子どもや高齢者、自転車利用者にとって安全でやさしい歩道や自転車道の整備など、人にやさしく、ゆとりある生活空間の整備を検討し進めます。 ○中高層建築物の建築時における指導により、電波障害対策や日照に配慮した生活空間の形成を進めます。 ○屋外の夜間照明において、LED 照明など環境にやさしい照明の啓発を行います。 ○ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備を推進します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境共生住宅など環境にやさしく、ゆとりある生活空間を形成します。 ○地域における公園の計画立案・利用の促進・維持管理・運営に参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○中高層建築物の建築の際、電波障害対策や日照に配慮します。 ○屋外の夜間照明において、LED照明など環境にやさしい照明となるよう配慮します。 ○地域における公園の計画立案・利用の促進・維持管理・運営に参加するとともに、市民の活動を支援します。 |

取組(26) 公園・緑地の整備



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|-------------|---|
| 63 公園・緑地の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○緑の基本計画に基づき公園の整備や樹木の植栽を行います。 ○市民の参加・協力を得て、公園の計画立案、利用の促進、管理を行います。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|-------------------------|
| 市民 | ○市が行う公園・緑地の整備に参加、協力します。 |
| 事業者 | ○市が行う公園・緑地の整備に参加、協力します。 |



取組方針⑬ 豊川らしい美しいまちをつくる

巨樹・古木や地域の歴史資源の保全と活用を図るとともに、良好な都市景観、懐かしさや郷土愛を感じられるような景観の形成を誘導し、豊川らしい美しいまちをつくります。



取組(27) 歴史資源の保存と活用

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|-------------------|--|
| 64 歴史的遺産の保存と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○文化財の調査を行い、その保護・保存や活用を図ります。 ○三河国分寺跡の公有化を進め、史跡公園として保存整備を進めます。 ○三河国分尼寺跡や平和公園、大橋屋などの文化財の活用を進めます。 ○御油のマツ並木の保護・保存を進めます。 ○史跡や天然記念物など歴史的遺産を結ぶ散策路の設定・活用を図ります。 |
| 65 歴史的遺産の保護の啓発・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○歴史や文化財に関する各種講座、ボランティアガイド養成講座などを行い、歴史・文化財への保護意識の高揚を図ります。 ○地域における歴史的遺産の保護活動への支援を進めます。 ○地域に伝わる伝統行事や祭りへの子どもたちの積極的な参加を進め、伝統行事や文化に直接触れる機会を創出します。 ○歴史・文化に関する冊子を作成します。 |
| 66 伝統文化の継承への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の伝統行事の保存活動への支援を行います。 ○無形民俗文化財の公開の場を設け、後継者の育成への支援を行います。 |
| 67 文化施設の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術の活動の場として文化施設の適正な管理運営を推進します。 ○施設や文化財の案内板を計画的に整備・修繕します。 ○文化施設の集約化・再配置により市民サービスの充実に図ります。 |
| 68 文化活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○各種文化事業や講座など、市民の文化活動を支援します。 ○適切な指導・助言により文化団体を育成します。 ○文化意識を高めるよう、文化情報の提供を図ります。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○文化財のボランティアガイドや御油松並木愛護会などの文化財愛護活動、郷土の歴史・文化財に関する各種講座や教室などに参加します。 ○地域の伝統行事の保存活動に参加します。 ○無形民俗文化財などの指導者・後継者の育成に努めるとともに、地域の伝統行事や活動に参加し、伝統文化を伝承します。 ○文化活動を進める場として文化施設を活用します。 ○各種文化事業や講座など、文化活動に自主的に参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○史跡や天然記念物など文化財保護活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。 ○地域の伝統行事や活動に参加し、伝統文化の継承を支援します。 ○文化活動に自主的に取り組むとともに、市民の活動を支援します。 |

取組(28) 巨木・名木の保全



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|-------------|--|
| 69 巨木・名木の保全 | ○巨木や名木の実態調査を実施し、保護を行います。 ○社寺境内の樹木の保全意識の啓発を行うとともに、樹林地の保全を働きかけます。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---------------------------|
| 市民 | ○巨木・名木の実態調査など、保護活動に参加します。 |
| 事業者 | ○事業所の周辺にある巨木・名木の保全に協力します。 |



■牛久保のナギ



■玉林寺のクス



■大和の大イチョウ



■宝円寺のシダレザクラ

取組(29) 良好な景観の形成

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|---------------|---|
| 70 都市景観の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○自然、歴史的景観の保全を図るとともに、周辺の景観や環境との調和に配慮した公共施設の整備を進めます。 ○サインデザインマニュアルに基づいてデザインを統一した交通案内標識類を設置します。 ○安全で快適な通行空間を確保し、都市景観を向上させるため、電線類地中化整備を推進します。 ○愛知県屋外広告物条例に基づき、広告物の設置者に景観形成に関する協力を求めます。 |
| 71 景観形成に関する啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○「美しい愛知づくり景観資源リスト」などを通じ、景観に関する市民意識の高揚を図ります。 |
| 72 昔ながらの景観の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ○田畑や里山といった田園部の景観を保全します。 |
| 73 環境の美化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ごみのポイ捨て防止や犬のフンの始末の指導・啓発を行うとともに、春や秋の清掃の日には、全市的な環境美化の取組を行います。 ○アダプトプログラムの登録を呼びかけ、支援します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○建物の外観を周辺の景観と調和するように努めます。 ○地域における景観づくりの取組に参加します。 ○田畑や里山といった田園部の景観保全に努めます。 ○空き缶、たばこの吸い殻、チューインガムなどのごみのポイ捨てをせず、犬のフンの始末をします。 ○地域での清掃など環境美化推進活動に参加します。 ○アダプトプログラムに登録し、活動します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○建物の外観を周辺の景観と調和するように努めます。 ○広告物のデザインや形状、色彩は、周囲の景観に配慮したものにします。 ○地区計画制度や建築協定などにより、良好な都市景観の形成に努めます。 ○地域における景観づくりの取組に参加するとともに、市民の活動を支援します。 ○地域での清掃など環境美化推進活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。 ○アダプトプログラムに登録し、活動します。 |

環境目標 5 みんなで環境保全に取り組むまち

<取組の方向性>

環境教育・環境学習のさらなる充実を図ります！

環境教育・環境学習の推進にあたっては、市民が関心を持って参加できる体験の機会の場を拡充するとともに、環境問題を「自分のこと」として捉え、環境にやさしい行動を主体的に実践できる人を育てる視点から、内容の充実を図ります。

楽しみながら取り組める、みんなで取り組める環境活動の普及を図ります！

先述のとおり、環境保全の取組をより積極的に行うためには、楽しみながら取り組むこと、みんなで取り組むことが重要です。市民・事業者にとって関心の高い環境情報の収集と効果的な提供を行うとともに、環境保全活動を支援し、多様な連携・協働につながるネットワークづくりを進めます。

また、積極的に活動を行っている個人・団体、企業等を表彰するなど、活動を広める仕組みづくりも重要です。

環境に関する情報発信を充実します！

市民・事業者の意識を高め、環境に配慮した行動を促していくため、環境基本計画の内容も含め、環境に関する情報を広く発信していくことが重要です。

<取組体系>

| | | |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 5 みんなで 環境保全に 取り組むまち | ⑭環境にやさしい行動を実践できる 人を育てる | (30)環境教育・環境学習の推進 |
| | ⑮環境情報の収集と適切な提供に 取り組む | (31)環境情報の収集と提供 (32)環境調査の継続と調査結果の活用 |
| | ⑯多様な連携・協働を進める | (33)環境を保全する活動の支援 |

<環境指標>

| 環境指標 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2029年度) |
|--|--------------|--------------|
| 環境講座の年間参加者数 | 1,845名 | 2,000名 |
| 市ホームページ環境部局アクセス数(環境課・清掃事業課) | 7,878件/年 | 10,000件/年 |
| パートナーシップ登録件数 (重点施策1「とよかわ環境パートナーシッププロジェクト」の 関連指標) | - | 20団体・企業 |

<具体的な取組>

取組方針⑭ 環境にやさしい行動を実践できる人を育てる

環境にやさしい行動を理解し、日常的に実践できる人を育てるため、環境教育や環境学習を継続的に実施するとともに、その内容の充実を図ります。



取組(30) 環境教育・環境学習の推進

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|--------------------|---|
| 74 環境教育・環境学習の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境講座、環境イベントの内容の充実を図ります。 ○市民参加による環境調査を行います。 ○環境保全団体やこどもエコクラブとの連携や支援を行います。 ○水辺の学習体験など、学校外での環境学習機会の場を充実させるとともに、これらの学習に関する情報を積極的に発信していきます。 ○多様化・専門化する市民の学習ニーズに応えるため、大学や研究機関等による専門的知識を有する講師の公開講座や出前講座などの取組を進めます。 ○環境学習リーダーの養成に取り組みます。 ○環境副読本の作成や活用により、学校教育の中で環境学習、環境教育への取組を進めます。 ○環境学習や環境イベント、環境配慮活動などへの参加者にエコポイントを発行し、エコグッズと交換するなど、市民の環境事業への参加を促進します。 |
| 75 環境教育・環境学習施設の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○自然観察など野外環境教育の拠点として、野外センターや赤塚山公園の活用を図ります。 ○市内図書館においては、環境関連資料の収集と提供を進めます。 |
| 76 ライフスタイル提案型の環境啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した消費活動やライフスタイルを広める市民活動を推進します。 ○スマートコミュニティやスマートハウスなど環境に配慮したまちづくりや家づくりを啓発します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○野外センターや赤塚山公園などの環境教育施設・環境学習施設を活用します。 ○環境講座や農業体験学習などの環境学習会、環境イベント、環境調査などの環境活動に参加します。 ○こどもエコクラブや環境保全団体に参加し、自主的に環境学習や実践活動を行います。 ○環境に配慮した消費活動やライフスタイルに移行します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境教育施設や環境学習施設を積極的に活用します。 ○環境講座などの環境学習会や環境イベントなどの環境活動に参加するとともに、市民の活動を支援します。 ○農業体験学習などを実施します。 ○こどもエコクラブや環境保全団体を支援します。 ○従業員に対する環境教育を進めます。 |

取組方針⑮ 環境情報の収集と適切な提供に取り組む

市民一人ひとりの環境に関する意識の向上に向けて、環境に関する様々な情報を収集し、市民に届きやすい方法で、適切な提供に取り組めます。

取組(31) 環境情報の収集と提供



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|---------------|---|
| 77 環境情報の収集と提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境情報の収集を行い、広報やインターネットなどにより、環境情報の提供を進めます。 ○国・県・市が実施する環境に関する助成制度の情報を収集し、提供します。 ○教育用ファイルサーバなどを活用し、学校間での情報交換を進めます。 ○環境保全型の農業や商店に関する情報を提供し、支援を行います。 ○国などが発信する化学物質に関する関連法規制などの情報把握に努め、市民・事業者積極的に情報提供を行います。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する保全活動に積極的に参加するとともに、環境に関する取組などについて、広報やインターネットなどにより情報収集を行います。 ○自らの団体が行った環境に関する調査結果、環境活動内容などを市に提供します。 ○国や市などが発信する、化学物質に関する関連法規制などの情報を収集します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○自らの企業が行っている環境に関する取組や情報を市・市民に提供します。 ○広報やインターネットなどにより、環境情報の収集に努めます。 ○国や市などが発信する、化学物質に関する関連法規制などの情報を収集します。 |

取組(32) 環境調査の継続と調査結果の活用



【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|--------------------|-------------------------------------|
| 78 環境調査の継続と調査結果の活用 | ○環境調査結果や市が実施した環境の取組について年次報告書を作成します。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|------------------------------|
| 市民 | ○国や県、市が公表する環境に関する情報に関心を持ちます。 |
| 事業者 | ○国や県、市が公表する環境に関する情報に関心を持ちます。 |

取組方針⑯ 多様な連携・協働を進める

市民一人ひとり、個々の事業者が環境にやさしい行動を実践するだけでなく、それぞれが連携・協働し、時には、愛知県や他市とも連携するなど、多様な連携・協働による環境保全に取り組みます。



取組(33) 環境を保全する活動の支援

【市の施策】

| 施策 | 施策内容 |
|----------------------|--|
| 79 NPO・ボランティア活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○NPO・ボランティア活動への支援を行います。 ○リーダーの育成やNPO・ボランティア団体へ、活動情報の提供の支援を行います。 |
| 80 環境に配慮した事業活動の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○公害を防止し、環境の保全に配慮した事業活動を指導します。また、ISO14001 やエコアクション 21 など環境マネジメントシステムの導入に関する適切な情報提供を行います。 ○資源循環によるゼロ・エミッションを目指す産業活動を支援します。 |
| 81 環境に配慮した自主的な取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設における省資源・省エネルギー、環境に配慮した物品購入や工事などの取組を示す豊川市役所地球温暖化対策実行計画を推進します。 ○市職員の積極的な取組を推進するため、個々の職員が特に取り組むべきものを「豊川市役所エコアクション」と位置づけ、「節電・節水」「燃料節約」「ごみ減量」の分野別に目標値を示した職員ガイドブックに基づき取組を推進します。 ○公共施設において、環境の保全に配慮した施設整備・運営管理を進めます。 ○環境への負荷が少ない輸送を促進するため、職員の公共交通機関の利用を推進します。 ○企業誘致優遇施策の実施などにより、エコビジネスの企業立地の促進を図ります。 |
| 82 環境保全活動のネットワーク化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動を行う市民や市民団体が相互に情報交換、交流ができるようネットワーク形成を支援します。 ○インタープリター、こどもエコリーダーなど、環境保全活動の指導者の育成を行います。 ○積極的に環境保全の取組を行っている団体・事業所を表彰・紹介する仕組みをつくります。 ○姉妹都市や友好都市提携地域との環境情報の交換や交流を推進します。 ○アダプトプログラムの活用により、市民や事業者の環境保全への参加と意識向上を図ります。 |

【市民・事業者の行動】

| 主体 | 行動内容 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○NPO・ボランティア活動に自主的に参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する保全活動に積極的に参加するとともに、環境に関する取組などについて情報収集を行います。 ○NPO・ボランティア活動への支援を行います。 ○環境の保全に配慮した施設整備・運営管理を進めます。 ○環境への負荷が少ない輸送を促進するため、従業員の公共交通機関の利用を推進します。 |

- エコビジネスを展開するよう努めます。
- ISO14001 やエコアクション 21 など環境マネジメントシステムを導入するため、公害を防止し、環境の保全に配慮した事業活動を推進します。
- 資源循環によるゼロ・エミッションを目指す産業活動に努めます。



■音羽川水生生物収集調査



■とよかわ里山の会

第4章

環境目標の達成に向けた具体的な取組

